平成２１年（フ）第８２０号
奈良県生駒市さつき台２丁目450番地32
債務者　大谷　香織
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２３７号
広島県呉市天応南町17番16号
債務者　西村　　敦
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２４２号
広島県豊田郡大崎上島町中野983番地
債務者　谷本由比子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２４４号
広島県呉市安浦町中央ハイツ23番29号
債務者　清水　芳子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２５２号
広島県呉市安浦町内海南４丁目６番18号
債務者　西本　一生
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２５５号
広島県呉市中通４丁目１番９号
債務者　藤原　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２６０号
広島県呉市阿賀北９丁目14番22号
債務者　宮本　邦子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２６１号
広島県呉市阿賀北９丁目14番22号
債務者　宮本眞佐雄
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第６５６号
青森市桜川９丁目２番20号　桜川グリーンハイツ103号
債務者　山田　淳美
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
三重県度会郡大紀町大内山619番地１
債務者　小森　　満
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２６７号
新潟県柏崎市西山町緑が丘１番地58
債務者　藤田　猛磨
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
新潟県十日町市下条１丁目305番地、前住所新潟県新潟市西区青山６丁目８番５号　コーポヒラノ103号室
債務者　関　　芳
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
新潟県長岡市堀金２丁目８番19号
債務者　金安　瑛太
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
長野県松本市南松本１丁目９番４号
債務者　松原　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３６９号
長野県安曇野市豊科高家1137番地99
債務者　中田　鉄雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３９１号
長野県塩尻市大字広丘原新田236番地７　広丘団地14
債務者　澤　麻由子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３９６号
長野県松本市宮田17番２号
債務者　川端久美子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２６４号
北海道江別市文京台南町15番地の12
債務者　新保　泰樹
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部